

第1号議案

令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第12号）

令和2年度宍粟市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41,368千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,469,499千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月26日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,069,263	39,468	7,108,731
	1 国庫負担金	1,297,984	6,831	1,304,815
	2 国庫補助金	5,760,661	32,637	5,793,298
16 県支出金		1,982,934	1,900	1,984,834
	2 県補助金	1,073,378	1,900	1,075,278
歳入	合計	29,428,131	41,368	29,469,499

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		7,131,429	13,311	7,144,740
	1 社 会 福 祉 費	3,971,271	13,311	3,984,582
4 衛 生 費		2,841,327	13,857	2,855,184
	1 保 健 衛 生 費	1,276,800	13,857	1,290,657
6 商 工 費		1,127,119	14,200	1,141,319
	1 商 工 費	1,127,119	14,200	1,141,319
歳 出	合 計	29,428,131	41,368	29,469,499

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,069,263	39,468	7,108,731
16 県支出金	1,982,934	1,900	1,984,834
歳入合計	29,428,131	41,368	29,469,499

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
3 民生費	7,131,429	13,311	7,144,740	13,311				
4 衛生費	2,841,327	13,857	2,855,184	13,857				
6 商工費	1,127,119	14,200	1,141,319	14,200				
歳出合計	29,428,131	41,368	29,469,499	41,368				

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費国庫負担金	0	6,831	6,831	1 保健衛生費負担金	6,831	新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金 6,831
計	1,297,984	6,831	1,304,815			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	4,752,558	25,611	4,778,169	1 総務管理費補助金	25,611	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 25,611
3 衛生費国庫補助金	1,990	7,026	9,016	1 保健衛生費補助金	7,026	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 7,026
計	5,760,661	32,637	5,793,298			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	286,548	1,900	288,448	1 社会福祉費補助金	1,900	介護施設等消毒液購入等経費補助金 1,900
計	1,073,378	1,900	1,075,278			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総務費	847,395	570	847,965	570				19 扶 助 費	570	自宅療養者支援費 570
2 老人福祉 費	202,186	10,871	213,057	10,871				10 需 用 費	451	文具消耗器材 451
								18 負担金、補助 及び交付金	10,420	介護施設等消毒液購入等経費補助 金 介護・障害福祉サービス事業所等 感染症対応支援事業交付金 新規施設入所者PCR検査・抗原 定量検査費用助成金 1,900 6,920 1,600
4 障害者福 祉費	103,887	1,870	105,757	1,870				18 負担金、補助 及び交付金	1,870	介護・障害福祉サービス事業所等 感染症対応支援事業交付金 新規施設入所者PCR検査・抗原 定量検査費用助成金 1,770 100
計	3,971,271	13,311	3,984,582	13,311						

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

4 予防費	107,212	13,857	121,069	13,857				1 報 酬	568	会計年度任用職員報酬 568
								4 共 済 費	25	会計年度任用職員社会保険料等 25
								8 旅 費	50	会計年度任用職員通勤費用弁償 50
								10 需 用 費	209	文具消耗器材 209
								11 役 務 費	2,815	電話料 郵便料 インターネット等回線料 マニフェスト作成手数料 32 2,726 16 1

一般会計

3 民生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									事務手数料	40	
								12委託料	8,094	システム改修業務委託料 予防接種委託料 医療廃棄物処理委託料 接種券等作成業務委託料	942 4,900 18 2,234
								13使用料及び賃借料	134	会場借上料	134
								14工事請負費	39	電気設備工事費	39
								17備品購入費	1,923	備品購入費	1,923
計	1,276,800	13,857	1,290,657	13,857							

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

2商工業振興費	660,946	14,200	675,146	14,200				12委託料	14,200	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業委託料	14,200
計	1,127,119	14,200	1,141,319	14,200							

第2号議案

令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和2年度宍粟市の病院事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度宍粟市病院事業特別会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
医療機械器具整備事業	264,224 千円	12,000 千円	276,224 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 病院事業収益	4,227,754 千円	37,549 千円	4,265,303 千円
第2項 医業外収益	333,777 千円	37,549 千円	371,326 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	4,144,256 千円	37,549 千円	4,181,805 千円
第1項 医業費用	3,995,359 千円	37,549 千円	4,032,908 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	554,418 千円	12,000 千円	566,418 千円
第3項 補助金	33,751 千円	12,000 千円	45,751 千円
支 出			
第1款 資本的支出	686,267 千円	12,000 千円	698,267 千円
第1項 建設改良費	343,791 千円	12,000 千円	355,791 千円

令和3年1月26日提出

宍粟市長 福元晶三

令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第5号）実施計画

(1) 収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			4,227,754	37,549	4,265,303	
	2. 医業外収益		333,777	37,549	371,326	
		3. 補助金		7,828	37,549	45,377

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 病院事業費用			4,144,256	37,549	4,181,805		
	1. 医業費用		3,995,359	37,549	4,032,908		
		2. 材料費		691,739	16,810	708,549	
		3. 経費		765,622	20,739	786,361	

(2) 資本の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本の収入			554,418	12,000	566,418	
	3. 補助金		33,751	12,000	45,751	
		1. 補助金		33,751	12,000	45,751

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本の支出			686,267	12,000	698,267	
	1. 建設改良費		343,791	12,000	355,791	
		1. 資産購入費		264,224	12,000	276,224

令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第5号）明細書

収 入

(単位：千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 病院事業収益		4,227,754	37,549	4,265,303			
2. 医業外収益		333,777	37,549	371,326			
	3. 補助金	7,828	37,549	45,377	1. 国庫補助金	10,000	インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業補助金 10,000
					2. 県補助金	27,549	新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業補助金 16,749 新型コロナウイルス感染症対策事業補助金 6,708 新型コロナウイルス感染症入院医療機関支援事業補助金 4,092

支 出

(単位：千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 病院事業費用		4,144,256	37,549	4,181,805			
1. 医業費用		3,995,359	37,549	4,032,908			
	2. 材料費	691,739	16,810	708,549	2. 診療材料費	16,810	医療及び看護材料
	3. 経費	765,622	20,739	786,361	11. 修繕料	8,404	建物設備 8,404
					13. 賃借料	1,619	その他 1,619
					15. 委託料	10,716	検体検査 10,716

収 入

(単位：千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的収入		554,418	12,000	566,418			
3. 補助金		33,751	12,000	45,751			
	1. 補助金	33,751	12,000	45,751	1. 補助金	12,000	新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金 12,000

支 出

(単位：千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的支出		686,267	12,000	698,267			
1. 建設改良費		343,791	12,000	355,791			
	1. 資産購入費	264,224	12,000	276,224	1. 器械及び備品購入費	12,000	

報告第1号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により定めた市長において専決処分をすることができる事項について、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年1月26日提出

宍粟市長 福元晶三

記

地域産業課における会計処理の遅延に係る損害賠償

相手方 大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社

損害賠償額 106円

専決年月日 令和2年12月17日



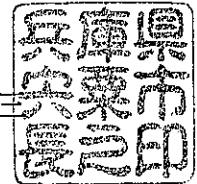
専決第3号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和2年12月17日

宍粟市長 福元 晶



地域産業課における会計処理の遅延に係る損害賠償額の決定について

1. 事案の概要

令和2年度の電気料金の支払事務において、28,949円分の支払処理を遅延し、支払期限経過後に支払を完了したことにより生じた損害について、相手方との契約に基づき請求された遅延利息を支払うもの。

2. 相手方

所在地 大阪市北区中之島3丁目6番16号

名称 関西電力株式会社

3 損害賠償の額

106円